



風しん追加的対策（抗体検査・予防接種）期間を延長します

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、これまで風しんの公的な予防接種を受ける機会がなく、風しんの抗体保有率が低いと言われています。平成30年以降の風しんの発生状況等から、国は平成31年4月1日から風しん追加的対策を行っています。

対象者はクーポン券を利用して抗体検査を受けていただき、抗体価が低い場合は予防接種を受けてください。

▶**実施期間** 令和7年2月28日まで

※当初は、令和4年3月31日まで実施予定の事業でしたが、全国の実施率を鑑み、国は風しんの抗体保有率向上のため、期間を延長することにしました。

▶**対象者** 毛呂山町に住民登録がある昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

▶**検査・接種費用** 無料

検査を受けるにはクーポン券が必要になります。町では対象の人へ令和元年度にクーポン券を送付しています。

有効期限が令和2年3月、令和4年3月のクーポン券をお持ちの人は、令和5年2月末まで使用することができます。

▶**紛失・転入等によりクーポン券をお持ちでない人**

再発行ができますので、保健センターまでご連絡ください。

▶**抗体検査・予防接種について**

町内の医療機関を含め、全国の受託医療機関で受けられます。抗体検査の結果、抗体価が低い人に対し、麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を行います。予約が必要な場合もありますので、事前に医療機関にお問い合わせください。

全国の医療機関で受ける場合は「風しんの追加的対策」と検索してください。

▶**毛呂山町から転出した人**

毛呂山町のクーポン券は使用できませんので、転出先の市町村にお問い合わせください。

▶**問合せ** 保健センター ☎294-5511



6月は土砂災害防止月間です

6月は梅雨を迎え、土石流やがけ崩れなどの土砂災害をはじめとする風水害の危険度が高まる時期です。突然やってくる自然災害から被害を最小限に抑えるため、日ごろから災害時を想定した準備をしておきましょう。

■**事前の確認** 住んでいる場所が土砂災害の危険があるかを下記で確認できます。

- ・毛呂山町防災マップ
- ・町ホームページ（右記QRコードからご確認いただけます）



■**情報の入手方法**

- ・防災行政無線

※防災行政無線の放送内容は、メールでの配信、電話応答サービスでもご確認いただけます。登録、確認方法については、広報の23ページをご覧ください。

▶**問合せ** 役場総務課消防防災係 ☎295-2112 ☎311



ラケットテニス教室

ラケットテニスは、短く軽いラケットでスポンジのボールを打つ軽スポーツです。お気軽にご参加ください。

▶**日時** 7月2日（土） 午前9時～正午
（受付／午前8時45分から）

▶**場所** 総合公園体育館

▶**対象** 小学生以上（小学生は保護者同伴）

▶**定員** 30人（先着順）

▶**料金** 無料

▶**講師** スポーツ推進委員

▶**持ち物** 体育館シューズ、飲み物（用具貸出し可）

▶**申込み・問合せ** 6月7日（火）から24日（金）までに、教育委員会スポーツ振興課（総合公園体育館内）にお申し込みください（電話・ファクス可）。上記QRコードから電子申請システムでのお申し込みも可能です。

☎294-7101 ☎294-7106





文化財散策『鎌倉街道探訪・道から学ぶ毛呂山東部の歴史』マ

初夏の鎌倉街道を歩きながら、中世の歴史や武蔵武士の活躍について紹介します。

散策距離は約10キロメートル、散策時間は5時間です。

▶日時 6月26日(日) 午前9時～午後3時

※雨天中止です。

▶集合場所 歴史民俗資料館

▶定員 25人

※応募多数の場合は抽選とし、6月18日(土)以降に抽選結果をお知らせします。

▶講師 当館学芸員

▶料金 無料

▶持ち物 弁当、飲み物

▶申込み 6月17日(金) までに下記にお申し込みください(電話・ファクス可)。右記QRコードから電子申請システムでのお申込みも可能です。



▶問合せ 歴史民俗資料館 ☎295-8282 FAX 295-8297



もの忘れ相談会・オレンジカフェ

～ひとりで悩まず相談しよう～

「探し物が多くなった」、「同じことを繰り返す言う」、「最近怒りっぽくなった」など悩みや不安を抱えていませんか？ もの忘れ相談会は個別で専門スタッフが話を伺います。オレンジカフェも同時開催しています。興味がある人はお立ち寄りください。

※もの忘れ相談会は予約制です。

▶日時 6月16日(木) 午前10時～正午

▶場所 中央公民館 ▶料金 無料

▶内容 もの忘れや認知症に関する相談など

▶対象 町内在住で、もの忘れや認知症について不安がある人や家族

▶申込み 6月15日(水) までに下記に電話でお申し込みください。

▶問合せ 役場高齢者支援課高齢者福祉係

☎295-2112 ☎127



野外焼却(野焼き)は原則禁止です

廃棄物(ごみ)を屋外で焼却すること、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」により、工場・事業所はもちろん、一般家庭においても原則禁止とされています。法令に適合しない焼却炉やドラム缶を使用しての焼却も同様です。

野外焼却はなぜいけないの？

野外焼却は、燃焼温度が低いため、焼却物の種類によっては、ダイオキシンが発生することが大きな問題です。また、煙や臭気、飛散した灰により近隣の人へ迷惑をかけたり、火の粉の飛散により火災の原因となる危険性もあります。

野外焼却禁止規定の例外

- ・国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却
- ・災害の予防、応急対策・復旧のために必要な焼却
- ・風俗習慣上や宗教上の行事のために必要な焼却(例：神社のお焚き上げなど)
- ・農業、林業、漁業を営むためやむを得ない焼却(例：農業の稲わらの焼却など)
- ・日常生活上の軽微な焼却(例：落ち葉焚きなど)

※注意点

- (1) この例外に該当する場合であっても、近隣から苦情があった場合や、周囲の生活環境が損なわれている場合は、指導の対象になることがあります。実施する場合は、風向き、燃やす量、時間帯などに注意し、周辺へ最大限の配慮をしてください。
- (2) 禁止規定の例外に該当するのは、あくまで例外事例の目的に沿った焼却です。例えば、家庭ごみを畑で焼却することは「農業を営むためのやむを得ない焼却」とは認められません。
- (3) いずれの場合でもビニール、プラスチックなどの不燃物を焼却することはできません。

▶問合せ 役場生活環境課環境係

☎295-2112 ☎171・172

